



平成 21 年 11 月 6 日  
株式会社シノケングループ  
代表取締役社長 篠原 英明  
( J A S D A Q ・ 8 9 0 9 )

## (変更)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 10 月 22 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、記載事項に一部変更がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 変更の内容

決算期(事業年度の末日)を変更することに伴い、経過期間となる今期 20 期の事業年度につき、附則にて明記するものであります。

なお、変更部分については、 (網掛け)にて示しております。

【変更箇所 1】

1. 定款変更の理由

(変更前)

(1) 決算期(事業年度の末日)の変更 (現行定款第 10 条・第 11 条・第 41 条～第 43 条)

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっておりますが、基幹事業の季節的な要因で、毎年下期(10 月から翌年 3 月)が繁忙期と重なり、収益計上も下期に偏重しがちとなっております。期間収益の平準化を図るとともに、決算業務を円滑に進捗させるため、決算期(事業年度の末日)を 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更するものであります。

(変更後)

(1) 決算期(事業年度の末日)の変更 (現行定款第 10 条・第 11 条・第 41 条～第 43 条、新設附則第 4 条)

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっておりますが、基幹事業の季節的な要因で、毎事業年度下期(10 月から翌年 3 月)が繁忙期と重なり、収益計上も下期に偏重しがちとなっております。期間収益の平準化を図るとともに、決算業務を円滑に進捗させるため、決算期(事業年度の末日)を 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更するものであります。

【変更箇所 2】

2. 定款変更の内容

(変更前)

現 行 定 款	変 更 案
附 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)	附 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)

(変更後)

現 行 定 款	変 更 案
附 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)  (新設)	附 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)  第 4 条 定款第 42 条(事業年度)の規定にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日から始まる第 20 期事業年度は、平成 21 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。 2 本条の規定は、第 20 期事業年度の終了の時をもってこれを削除する。

以上

Shinoken Group Press Release

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 092 -477 -0040